

多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会(第6回) 議事概要

【日時】平成 25 年 9 月 6 日(金)10:00~11:00

【場所】総務省 1001会議室

【出席者(敬称略)】

① 検討会構成員

酒井 善則(座長)、相田 仁(座長代理)、内田 真人、小林 真寿美、平野 晋、森川 博之

② 事務局

安藤 電気通信事業部長、杉野 電気通信技術システム課長、飯村 安全・信頼性対策室長、寺岡 電気通信技術システム課 課長補佐、村田 電気通信技術システム課 課長補佐、柴田 電気通信技術システム課 課長補佐、山野 放送技術課 課長補佐

<議事>

1 報告書(案)の検討

相田座長代理:54ページの一番下に、「ベストエフォート型サービス」について、まずは、事業者中立的な実効速度の計測・公表等の在り方及び利用者に分かりやすく情報提供する方策の検討が必要とあるが、一昨日開かれた諸問題研の報告書でも、LTEの広告で75Mをうたっているのに、実効速度が全然出ないときがあるということで、第三者機関等による表示方法、測定表示等を検討すると提言していた。本検討会の報告書の記述とは、少しスタンスは違うと思うが、脚注にでも同様のことが検討されているということを入れた方がよいのではないか。

事務局:ご指摘のとおり、記述を追加する。

酒井座長:利用者への情報提供の点だが、例えば、ベストエフォートの場合、通信量が急増して従来に比べて利用に時間を要する状態になっているとか、そのような情報提供はあるか。

事務局:問合せが多く寄せられる場合、的確にホームページ等を使って情報提供していると聞いている。ただ、繋がりにくいという情報は、細かくは出されていないのが現状だと思う。

内田構成員:28ページの「(4)適正な試験」で、事前の試験によるコストが事故による損失よりも小さい場合はより詳細な試験が必要とあるが、コストで判断する点に少し違和感を覚えた。コストの関係で限界があるのは否定できない。その場合に代替策の義務付けが必要ということであれば分かるが、損失で比較考慮し対応の要否を判断するには違和感。同旨の記述が25ページの「(1)適切な設備量の確保」の前のところにもある。

酒井座長:ここで書く必要はないかもしれない。

相田座長代理:事故により生じる損失というのは、利用者に生じる損失の意味か。事業者側の損失だとすると、利用者への返金は24時間以上継続しない限り行われず損失にはならないので、事故復旧に要するコストか。社会的な意味での損失は主に利用者側のものだと思うので、あまり事業者側の損失という意味では書かない方がよいと思う。

酒井座長:通信事故とは異なるが、交通事故の場合にこのような記述があると、何が損失かということが大きな問題になる。この記述はない方がよいのではないか。

事務局:ご指摘を踏まえ検討する。

酒井座長:方向性は大体出ているが、例えば、主任技術者や無線LAN事業者の関係など、具体

的検討が必要な事項がいくつも残っていると思う。その辺りは、今後、総務省で検討するのか、それとも事業者が対応するのか。切り分けはできているか。

事務局：報告書を踏まえ、制度整備を進めるものもあれば、主任技術者のように更に詳細な検討が必要なものもある。報告書の中で、更に検討を深めると記述しているような項目は、更に個別の検討を行っていくことになると考えている。

酒井座長：ネット利用の品質低下の考え方は、もう少し全体の検討を見ながら今後取り組むということか。

事務局：そのとおり。

酒井座長：細かい点だが、例えば、固定と携帯間の通信のゲートウェイが故障した場合、緊急通報には関係がないが、音声サービスには障害が生じていることになる、このような事故は、緊急通報を伴わない音声サービスの事故に該当するということで良いか。

事務局：そのとおり。

2 その他

事務局より、今後のスケジュールについて説明があった。

以上